

令和7年度 第2回 島本町いじめ等対策委員会 次第

令和8年2月12日（木）午後2時～
島本町役場4階 議会第三・第四会議室

○ 教育長 あいさつ

【 案 件 】

- 1 令和7年度島本町におけるいじめの現状と取組について
- 2 いじめ事象の報告と検証について
- 3 その他

資料

- 1 令和7年度島本町におけるいじめの現状と取組
 - 2－① いじめ事象報告（様式1）
 - 2－② いじめ事象報告（様式2）
 - 2－③ いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順
 - 2－④ いじめ事案対応フローチャート
 - 3 いじめ対応リーフレット（小中学校用）
 - 4－① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要（文科省）
 - 4－② いじめの重大事態に対する平時からの備えに係るチェックリスト（文科省）
 - 5－① 審議会の会議の公開に関する指針
 - 5－② 島本町情報公開条例（抜粋）
- 別添 いじめ事象の報告

令和7年度島本町におけるいじめの現状と取組

1 いじめの現状について（令和7年12月末時点）

(1) 認知件数

(2) いじめの態様

(3) いじめ発見のきっかけ

2 令和7年度における課題の検証

(1) いじめ事案（疑含む）への初期対応

ア 初期対応については、いじめ防止等基本方針 資料1の「初期対応手順」に基づいた適切な対応が求められる。各校において組織的な対応が可能となるよう体制の充実が図られているが、事案への対応を慎重に進めなければならないケースがある。

検証

・初期対応の遅れ等の影響により、事案が長期化したケースがあった。今後も、各校における1つ1つの事案に対して、いじめ防止等基本方針の「初期対応手順」を踏まえた対応が行えるよう努める。

イ 初期対応・指導が行われた後に、再び事案が発生するケースがある。被害側と加害側の当事者間において、関係修復には至らなくても、事案が止み、かつ被害側と加害側の双方が事案について合意することが重要である。

検証

・事案の対応が終わった後に再び事案が生じたケースがあった。関係修復には至らなくても、被害児童生徒本人とその保護者に寄り添うことを大切にしながら、加害側と被害側の両方に対して丁寧な見守りを継続的していかなければならない。

ウ いじめ事案の発生と対応について、教育委員会への連絡が遅いケースがある。とくに「レベル1」相当の事案について、迅速な情報共有が行われていないため、重篤化を未然に防止するための適切な指導助言を行いきにくい状況である。

検証

- ・各学校に対して改めて「いじめ事案報告対応フローチャート」について周知徹底を行ったが、「レベル1」に相当する事案に関する情報共有の在り方について、改善をすすめることができなかった。

(2) いじめの定義と構造に対する共通理解

- ア いじめについての認識が教職員間、保護者間、児童生徒間で異なっている。

検証

- ・全ての小中学校で「いじめ対応リーフレット」を活用した授業を実施することにより、教職員及び児童生徒1人1人のいじめ防止への意識は向上している。しかし、保護者に対しては、授業参観を通して理解共有を図ったり、学校だよりで発信したり等に努めているものの、共通認識としては不十分な状況である。児童生徒に対してだけでなく、保護者向けにもいじめ防止に関する講演等を積極的に実施する必要がある。

- イ 対人関係、コミュニケーションに苦手がある児童生徒への理解不足から、二次的被害としてのいじめ事案が発生する。

検証

- ・いじめ事案は変わらず起こっているため、今後も児童生徒一人一人の個性、もちあじを大切にし、児童生徒同士がちがいを認め合える集団を作り、全ての児童生徒が安心して学べる学級・学校づくりを目指して取り組む必要がある。

3 課題を踏まえた今後の取組

(1) 各校における生徒指導体制の充実

- ・「初期対応手順」及び「いじめ事案報告対応フローチャート」を基にした校内研修を実施し、迅速かつ適切に対応できる体制の強化を図る。
- ・各校において、いじめ重大事態の発生を未然に防止するために、「平時からの備え」について、チェックリストを活用しながら常に確認を行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を強化する。

(2) いじめの定義や構造について、保護者との共通理解促進

- ・「いじめ対応リーフレット」を活用し、教職員、児童生徒、保護者の共通理解につなげる。
- ・各校において、保護者向け講演会等を開催し、いじめの定義について周知を行う。
- ・各校において、いじめ防止に係る授業を実施する。保護者が参観できるよう配慮する。

(3) いじめを予防する包括的取り組み

- ・各学校において、児童生徒同士が互いのちがいを認め合える集団を作り、全ての児童生徒が安心して学べる学級、学校づくりを目指した取組を推進する。

様式1

()年度 教育にかかわるいじめ事象【】学期末報告 ※2学期以降は、1学期のものに上書きする 島本町立第【】学校

発生日(曜日) いじめ対策会議の日	場所	発見の きっかけ	態様 ※①～⑤	関係が 2つ以上ある	概要等 ※加害、被害の事実確認ができていない時は、名前も記載する	主な 対応者	保護者への 連絡
1 月 日 ()	運動場						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※いじめの態様について
 ①冷やかしかつからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 ②仲間はずれ、集団による仲間をされる。
 ③かきくづつからかれたり、蹴りふりをしてたたかれたり、罵られたりする。
 ④ひどくくづつからかれたり、たたかれたり蹴られたりする。
 ⑤物品をたかられる。
 ⑥物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 ⑦嫌なことや動ずかしいこと、危険なことをまねたり、させられたりする。
 ⑧パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
 ⑨その他

様式2

教育にかかわるいじめ事象報告書

学 校 名			
発生・発覚日	令和 年 月 日 () に 発生・発覚		
場 所			
発見のきっかけ	① が発見 ② からの訴え ③ からの情報		
いじめの態様	①冷やかしやからかい、悪口、脅し文句等 ②仲間はずれ、無視 ③暴力(かるいもの) ④暴力(ひどいもの) ⑤金品をたかられる ⑥金品を隠される、盗まれる、壊される等 ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり ⑧PC やスマホ、SNS での誹謗中傷等 ⑨その他 ()		
報 告 日	令和 年 月 日 ()	報告者	
事象の概要	※第1回いじめ対策会議の開催日時： 令和 年 月 日 ()		
当面の措置	① いじめられた児童生徒への対応 ② いじめた側の児童生徒への対応 ③ 保護者への対応		

資料1

いじめ事案(疑い含む)への初期対応手順

① いじめシグナル(下記の例)をキャッチしたら、直ちに認知し、管理職及び生活(生徒)指導担当者に報告する。

※管理職及び生活(生徒)指導担当者は連携すること。

- (1) 本人からの訴え
- (2) 保護者からの訴え
- (3) 生活アンケートへの記載
- (4) 教職員の現場目撃情報



② 緊急いじめ対策会議を招集する。

- ・ 管理職、生活(生徒)指導担当者、担任等が集まり、短時間であっても、事実発生日・発覚日に第1回いじめ対策会議を開催すること。
- ・ 事実関係の聴取方法を検討する。複数の人間で見立て、対応方法を検討する。



③ いじめ被害者から事実関係の聴取を行う。

- ・ いじめられている児童生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。
- ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ・ 事案によっては、被害者の保護者と連絡を取り、今後の方針や対策方法について理解を得る。



④ いじめ加害者から事実関係の聴取を行う。

- ・ 複数の教職員で聴取すること。



⑤ いじめの目撃者からも事実関係を聴取する。

- ・ 情報収集後、事実関係を明らかにし、いじめ対策会議を開催し、いじめを認知をする。



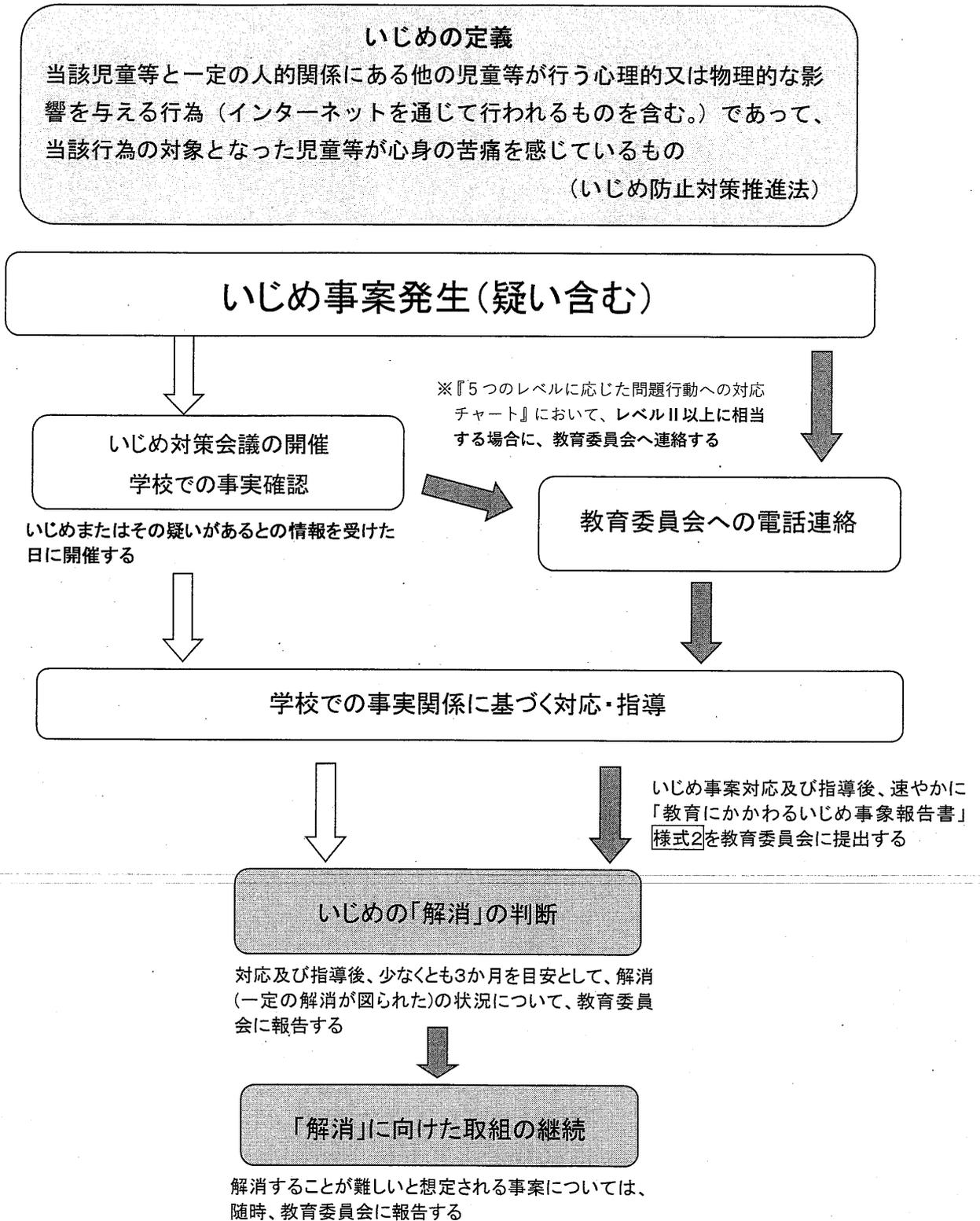
⑥ 被害者及び加害者の保護者に連絡し、今後の方針や対応について理解と協力を求める。



⑦ いじめ被害者にとって信頼できる人と連携し、いじめ被害者に寄り添い支える体制を作る。

資料2

いじめ事案報告対応フローチャート



あなたのまわりで こんなことはありませんか？ していませんか？



これらの行為は いじめ になります！

1

からかったり、人が
いやがるようなこと
を言ったりする。



2

仲間はずれやむしを
する。



3

軽くぶつかったり、
遊ぶふりをして
たたいたりする。



4

ひどくぶったり、
けったりする。



5

ものやお金を無理に
わたすように言う。



6

ものをかくしたり、
こわしたり、
すてたりする。



7

人がいやがることや
はずかしいと思うこと、
きけんなことをする。



8

パソコンやケータイ・スマホ
で悪口を言う。人がいやな
気持ちになること
をする。



9

うそやうわさを
ながす。



ストップ STOP! ネットいじめ



ネット上やSNS、メールやメッセージのやりとりでも
これらの行為は いじめ になります!



× メールやメッセージであらそう。おこったり、あいてをバカにしたことばを おく 送りつける。



× ひと 人をからかう。こうげきすることばをくりかえし おく 送る。



× たくさん のアカウントを作って、ひと 人にメールやメッセージを おく 送る。ひと 人がこまるような ひどい ことをくりかえし つく づける。



× ひと 人の悪口を いう。悪い わざ を なが すす。ひと 人が う 傷つくようなことを さ されている動画を さつ 撮影して ひろ ひろめる (かく 拡散する)。じ 事実と ちが 違うことを か 書き込む。



× 自分以外 の ひと 人になりすまして、ほか の ひと 人に わる 悪口を おく 送る。ひと 人が こ こまるようなメールやメッセージを おく 送る。



× ひと 人の こじん 個人情報や、ほか の ひと 人に し 知られたくないことや が 画像を こう 公開し、ひろ ひろめる (かく 拡散する)。ひと 人が お 送ったメールを か かって こう 公開する。



× わざと グループから なか 仲間はずれにする。ひとり 1人だけにメールやメッセージを おく 送らない。

▶ ネットいじめの被害にあったら…
スクリーンショットを撮るなどして、加害者のアカウント名やIDを記録しておきましょう。それをもとに、SNSなどの運営会社に連絡し、違反報告や削除依頼を出しましょう。
▶ インターネット空間は匿名状態ではありません! 発信者情報の開示請求もできますので、加害者は社会的非難や制裁を受けることがあります。

あなたは人の痛みに気づいて
いますか？

いやな思いをさせていませんか？



これらの行為は いじめ になります！

1

冷やかしゃからかい、
悪口や脅し文句、人が
いやがることを言う。

2

仲間はずれや無視を
する。

3

軽くぶつかったり、
遊ぶふりをして
たたいたりする。

4

ひどくぶったり、
蹴ったりする。

5

ものやお金を無理に
渡すように言う。

6

ものを隠したり、
盗んだりする。
壊したり、捨てたり
する。

7

人がいやがることや
恥ずかしいと思うこと、
危険なことをしたり、
させたりする。

8

パソコンやケータイ・スマホ
で悪口を言う。人がいやな
気持ちになることをする。

9

うそやうわさを
流す。

学校は、いじめに対するための取組などについて「学校いじめ防止等基本方針」をつくり、学校のホームページに掲載しています。

いじめに対応するために、校長・教頭・学年の先生・保健の先生・スクールカウンセラーなどが入ったチームがあり、多くの先生であなたを見守っています。

一人で悩まず、困ったときは相談しやすい先生に相談しましょう。

ストップ STOP! ネットいじめ



ネット上やSNS、メールやメッセージのやりとりでもこれらの行為は いじめ になります!



× 挑発行為
メールやメッセージで争う。怒ったり、相手をバカにしたことばを送りつける。



× 迷惑行為
人をからかう。攻撃のことばをくり返し送る。



× ネットストーカー
複数のアカウントを作って、人にメールやメッセージを送る。迷惑行為をくり返し続ける。



× 中傷行為
人の悪口やうわさをひろげる。人が傷つくようなことをされている動画を撮影して拡散する。事実と異なる情報を書き込む。



× なりすまし
自分以外の人になりすまして、他の人に悪口を送る。人をトラブルに巻き込むようなメールやメッセージを送る。



× 拡散
人の個人情報や、他の人に知られたくないことや画像を公開し、拡散する。人が送ったメールを無断で公開し拡散する。



× 仲間外れ
意図的にグループから仲間外れにする。1人だけにメールやメッセージを送らない。

▶ネットいじめの被害にあったら…
スクリーンショットを撮るなどして、加害者のアカウント名やIDを記録しておきましょう。それをもとに、SNSなどの運営会社に連絡し、違反報告や削除依頼を出しましょう。
▶インターネット空間は匿名状態ではありません! 発信者情報の開示請求もできますので、加害者は社会的非難や制裁を受けることがあります。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

背景

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることをを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信任感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

- （その他）
- ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロワー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導體制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p7～8参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
<p>【公立学校の場合】</p> <p>職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。</p>	□
<p>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</p> <p>単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。</p>	□

島本町審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、住民の町政に対する理解を深めるとともに、町政の諸活動を住民に説明する責務を果たし、もって住民の参画による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

2 対象

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) その他、法令等の規定により公開することとされている会議体

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされているとき
- (2) 会議が専ら審査請求、調停その他紛争の処理に係るものであるとき
- (3) 審議会等の人事に関し審議するとき
- (4) 島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議するとき
- (5) その他、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき

4 会議を非公開で行う場合の手続

- (1) 審議会等は、前項に定める基準に基づき、会議の全部又は一部を公開しないときは、審議会等の長が会議に諮って決定する。ただし、次のいずれかに該当するときは、審議会等の事務局があらかじめこれを決定し、会議に報告するものとする。

ア 前項第1号から第3号までのいずれかに該当することが明らかなきとき

イ 審議会等の長が選出されていないとき

- (2) 審議会等は、会議の全部又は一部を公開しないときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議開催の公表

- (1) 審議会等は、公開で行う会議を開催するときは、開催予定日の1週間前までに、町ホームページへの掲載その他適当な方法により、会議開催について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があり、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

- (2) 会議開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 会議の名称

イ 会議の開催日時及び場所

- ウ 予定している議題
- エ 傍聴定員及び手続
- オ 問合せ先
- カ その他審議会等の長が必要と認める事項

6 会議の傍聴

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行うものとする。
- (2) 傍聴定員は、前項に基づく公表に際し、会場の都合等を勘案して、5人を下回らない範囲で審議会等が定める人数とする。
- (3) 傍聴の申込の受付（以下この項において「受付」という。）は、会議の会場の入口において、当該会議の開始時刻15分前から先着順により行う。ただし、会場の都合その他特段の事情があるときは、前項に基づく公表に際して、他の適当な受付場所又は受付開始時刻を指定することができるものとする。
- (4) 受付の開始時に傍聴を希望する者の人数が傍聴定員を超えているときは、それらの者の中から、抽選により傍聴の申込ができる者を決定する。ただし、傍聴定員を僅かに超えた場合において、傍聴席の増設が可能であるときは、審議会等の判断により、当該定員を超えた人数の範囲内で傍聴定員を増やすことができる。
- (5) 傍聴の申込は、傍聴希望申出書（様式第1号）を所定の受付箱に投函し、又は審議会等が指定する他の適当な方法により審議会等の長に提出することにより行う。
- (6) 傍聴の許可は、審議会等の長が会議に諮って決定する。この場合において、次のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しないものとする。
 - ア 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
 - イ 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (7) 会議の開始後における受付は、認めない。ただし、会議の休憩時において傍聴を希望する旨の申出があり、審議会等の長が会議に諮って認めたときは、この限りでない。
- (8) 審議会等は、次項に定める遵守事項を会場に掲示又は配布することにより傍聴者に周知し、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- (9) 審議会等の長は、傍聴者が次項に定める遵守事項に違反したときは、注意を与え、これに従わないときは退場を命じることができる。

7 傍聴者の遵守事項

傍聴者の守るべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、会場内での通話を行わないこ

と。

- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、審議会等の長及び事務局の指示に従うこと。
- (8) 会議の途中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

8 資料の閲覧等

- (1) 審議会等は、会議の公開に当たっては、当該会議に付される資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、当該資料に非公開情報が含まれているときは、この限りでない。
- (2) 閲覧用の資料は、原則として傍聴定員と同数を用意する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りはない。
 - ア 資料が大量であり、作成に要する経費負担が大きいとき
 - イ 資料が図書等で作成が困難であるとき
 - ウ 資料を会場に設置したモニター等に投影するとき
- (3) 閲覧用の資料が不足するときは、複数人で閲覧するものとする。
- (4) 審議会等は、会議終了の際に傍聴者から申し出があったときは、閲覧用の資料を当該傍聴者に配付することができる。ただし、審議会等の長が、資料を回収する必要があると判断したときは、この限りでない。
- (5) 審議会等は、会議の終了後速やかに、傍聴者の閲覧に供した資料を町ホームページで公表するものとする。

9 会議録の公表

- (1) 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成し、町ホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。この場合において、公表する会議録に非公開情報を記載してはならず、やむを得ず非公開情報を含む会議録を加工して公表しなければならない場合においても、電子データへの黒塗り処理をしてはならない。
 - ア 会議の名称
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 公開の可否
 - オ 傍聴者数（公開の場合）
 - カ 非公開の理由（会議の全部又は一部を非公開とした場合）
 - キ 出席者
 - ク 議題
 - ケ 決定事項等
 - コ 審議等の内容
 - サ 配布資料
 - シ その他必要な事項
- (2) 審議会等は、特に必要と認めるときは、前号に定める要件を満たす任意の様式により会議録を作成することができる。
- (3) 会議録を公表する期間は、会議を開催した日が属する年度の翌年4月1日か

ら起算して3年間とし、審議会等が必要と認めるときはこれを延長するものとする。

10 適用除外

- (1) この指針は、会議の公開に関し法令等に特別の定めがある場合における当該審議会等の会議の公開については適用しない。
- (2) 第3項から第8項まで及び第9項第1号ウからカまでの規定は、書面会議（会議の構成員その他出席者が対面の方法によらず、文書（電子資料を含む。）を媒体として意思を伝達する方法により開催する会議をいう。）により会議を開催する場合においては適用しない。

11 その他

この指針に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定める。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

整理番号 _____

傍聴希望申出書

○ 年度第 回 (年 月 日開催)

住 所	氏 名

(様式第2号)

会 議 録

年 月 日作成

会 議 の 名 称			
会 議 の 開 催 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
会 議 の 開 催 場 所			
公 開 の 可 否	可・一部不可・不可	傍 聴 者 数	
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出 席 者	委 員		
	事 務 局		
会 議 の 議 題			
決 定 事 項 等			
審 議 等 の 内 容			
配 布 資 料			

島本町情報公開条例【抜粋】

(非公開情報)

第 5 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報を除き公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例等の規定により明らかに公開することができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 何人でも法令又は条例等の規定により閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令又は条例等の規定により行われた許可、届出その他これに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報
 - エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国、地方公共団体及び公共的団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって、人の生命、健康若しくは心身の安全等、人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上公開することが必要と認められる情報を除く。
 - (4) 検査、監査、取締りの計画及び実施細目、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報、交渉記録その他関係者の利害が含まれている情報及び訴訟その他の紛争事案の処理方針に関する情報で、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報
 - (5) 審議、検討、調査研究等(以下「審議等」という。)に関する情報で、公開することにより審議等に著しい支障を生じることが明らかな情報
 - (6) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係に著しい支障を生じることが明らかな情報
 - (7) 人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、捜査及びその他公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報
 - (8) 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康又は心身の安全等、人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上公開することが必要と認められる情報を除く。
- 2 実施機関は、前項各号に該当する情報であっても、一定の期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、当該情報を公開しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とが容易に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報が記録されている部分を除いて、当該情報を公開しなければならない。

(平 15 条例 16・一部改正)